

令和 7 年 9 月定例会

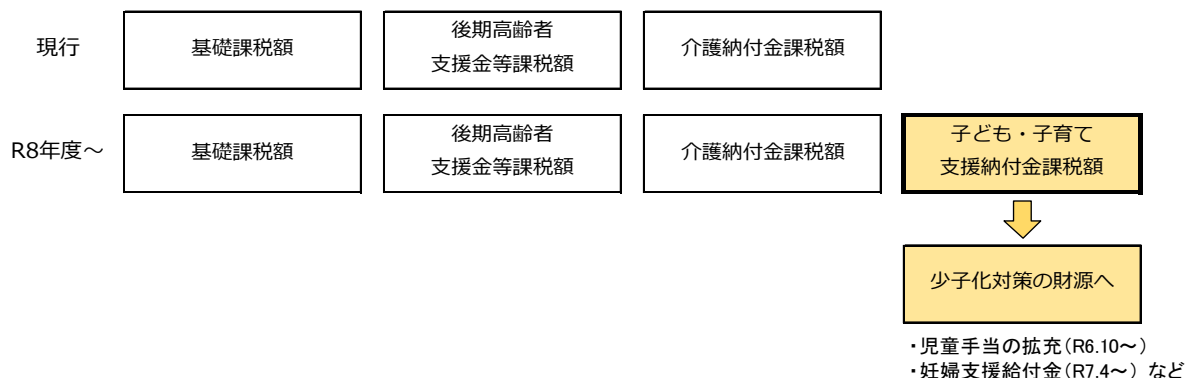
厚生委員会資料
(市民生活部)

子ども・子育て支援金制度について（国保年金課）

令和8年度からこども・子育て施策の財源の一部を全世代が負担する「子ども・子育て支援金制度」が施行されることに伴い、各医療保険者が被保険者等から保険料と合わせて「子ども・子育て支援金」を徴収することとなる。国民健康保険の被保険者に対しては、「子ども・子育て支援納付金課税額」を賦課徴収する。

1 課税方式等について

(1) 課税方式



(2) 課税額の内訳

所得割額	被保険者均等割額 ※1	<u>18歳以上</u> 被保険者均等割額 ※2	世帯別平等割額
------	-------------	-----------------------------	---------

- ・子ども（18歳に達する日以後最初の3月31日以前の被保険者）には10割の減額措置をし、課税しない。（※1）
- ・子どもの減額分を18歳以上の被保険者に上乗せする。（※2）

2 課税額について

国が令和7年中に発出する「事業費納付金算定ガイドライン」に基づき県が納付金の算定を行うことから、県からの通知等を待って税率等の検討を行う予定としている。国が示した課税額の見込みは、次のとおりである。

	加入者1人当たり支援金の月額		
	R8年度	R9年度	R10年度
国民健康保険	250円	300円	400円
全制度平均	250円	350円	450円

3 システム改修について

システム改修は、令和7年度（賦課徴収機能）と令和8年度（統計機能）の2回に分けて行う。令和7年度の改修経費は、こども家庭庁の「令和7年度子ども・子育て支援事業費補助金」により全額財政支援される。令和8年度の改修経費は、令和8年度当初予算に計上する予定としている。

4 今後のスケジュールについて

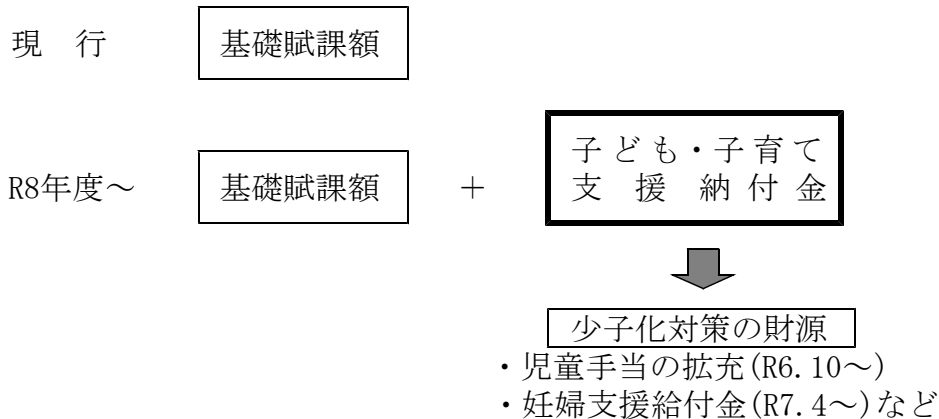
令和7年10月～11月	事業費納付金算定ガイドライン発出
12月	税率等検討
令和8年1月中旬	国保運営協議会
2月	2月市議会定例会（条例改正、当初予算）

子ども・子育て支援金制度について（後期高齢医療課）

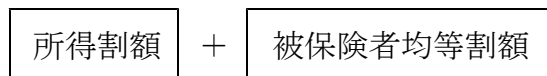
令和8年度からこども・子育て施策の財源の一部を全世代が負担する「子ども・子育て支援金制度」が施行されることに伴い、後期高齢者医療制度を含めた各医療保険者が被保険者等から保険料と合わせて「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとなる。

1 賦課方式について

(1) 賦課方式



(2) 賦課額の内訳



2 子ども・子育て支援納付金について

保険者である秋田県後期高齢者医療広域連合が国の通知に基づき、料率等を決定する。国が示した支援納付金額の見込みは次のとおりである。

	加入者1人当たり支援納付金の月額		
	R8年度	R9年度	R10年度
後期高齢者医療制度	200円	250円	350円
全制度平均	250円	350円	450円

3 システム改修について

子ども・子育て支援納付金の徴収に必要な機能を構築するための改修を行う。なお、改修経費は、こども家庭庁の「子ども・子育て支援事業補助金」により全額財政支援される。

4 今後のスケジュールについて

- ～令和8年 1月 秋田県後期高齢者医療広域連合が料率等検討
- 2月 秋田県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会（保険料率等決定）
- 2月 市議会定例会（当初予算等）

除排雪について

1 令和6年度（昨冬）の除排雪実施状況等

(1) 稼働状況等

ア 令和5年度より12日遅い12月12日に、東部の北地区と雄和地区の山間部において除雪の初稼働となった。

イ 12月18日には、積雪深が最大の30cmを記録した。

ウ 12月17日と18日、1月17日、2月9日と20日の5度にわたり市内全域において除雪を実施した。

(排雪は12月20日、1月19日、2月11日、2月22日の計4回)

エ 全体稼働日数は51日で、道路除排雪経費は当初予算12億円に対し、2回の補正により24億円となった。

(決算額20億2,374万2,403円)

オ コールセンターへの除排雪に関する入電数は2,935件であった。

(令和5年度は1,705件)

(2) 除排雪支援の利用実績

年度	間口登録	燃料支給		小規模堆雪場			タンクトラック 運転手付き	小型除雪機 (コミュニティセンター配置)	小型除雪機 (シーズン単位)	有償ボランティア
	(件)	団体	実績(%)	箇所	町内	面積(m ²)	貸出(件)	貸出(件)	貸出(件)	団体
R2	2,138	64	7,282	20	19	6,036	1	35	16	-
R3	2,248	68	8,364	24	23	7,466	19	24	18	-
R4	2,247	71	6,315	22	21	6,972	0	9	20	-
R5	1,876	74	4,719	23	22	7,360	0	7(4)	23	3
R6	1,969	80	7,335	20	19	6,044	0	18(7)	23	3

※()内は配達件数

2 令和6年度（昨冬）の除排雪に関するアンケート調査結果について

別紙「資料1」参照

3 令和7年度ゆき総合対策実施方針について

別紙「資料2」参照

令和6年度(昨冬)の除排雪に関するアンケート調査結果

アンケート実施期間 令和7年7月9日～31日

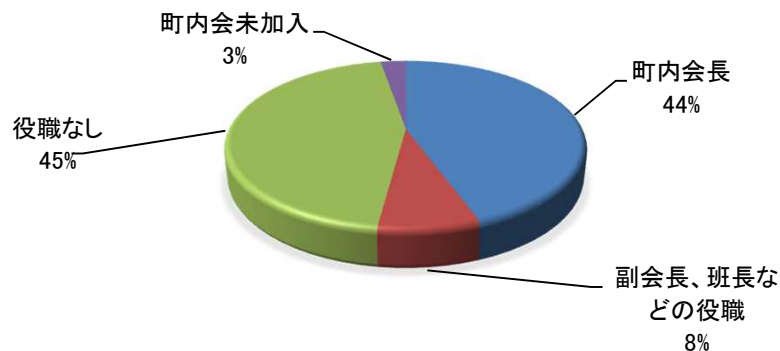
アンケート対象者 ①秋田市公式LINE登録者のうち、除排雪情報の選択者
②町内会長

対象者数	11,558 人
回答者数	1,755 人
回答率	15.2 %

今回のアンケート調査については、秋田市公式LINEを活用し、友達登録済みの方と町内会長を対象にアンケート調査の案内を送信・送付し、実施いたしました。

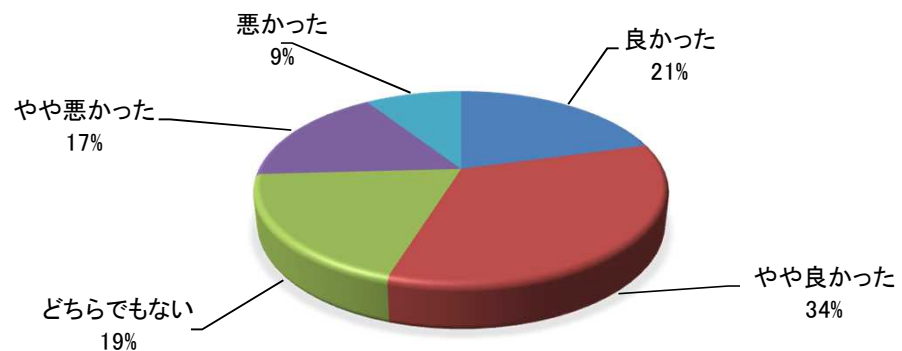
問1 ご自身の町内会(自治会等)において、次の何か役割を持っていますか。(回答数 1,752 件)

- 1 町内会長 2 副会長、班長などの役職 3 役職なし
4 町内会未加入



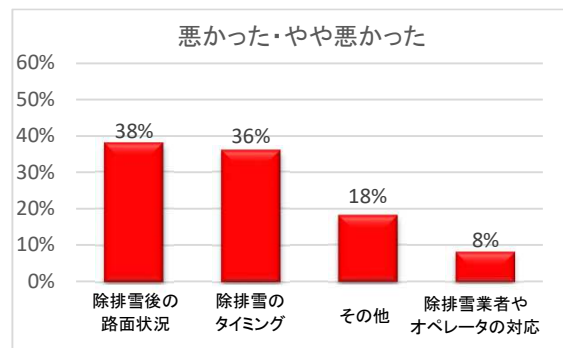
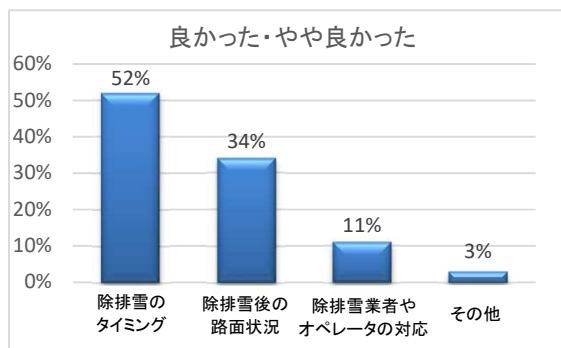
問2 令和6年度(昨冬)の除排雪状況はどうでしたか？(回答数 1,751件)

- 1 良かった 2 やや良かった 3 どちらでもない
4 やや悪かった 5 悪かった



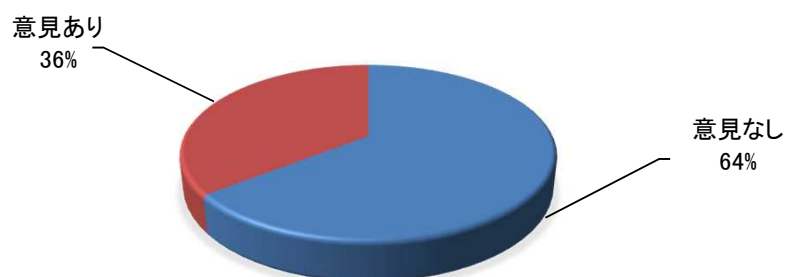
問3 問2の回答理由をお聞かせください。(複数回答可)(回答数 2,631件)

- 1 除排雪のタイミング (稼働基準)
- 2 除排雪後の路面状況 (作業基準)
- 3 除雪業者やオペレータの対応(態度、交通誘導)
- 4 その他



問4 除雪作業により発生した交差点等の雪山については、高さ1.2mを超えるものについて順次撤去を進めております。このことについて、何かご意見はありますか？(回答数 1,740件)

- 1 意見なし
- 2 意見あり

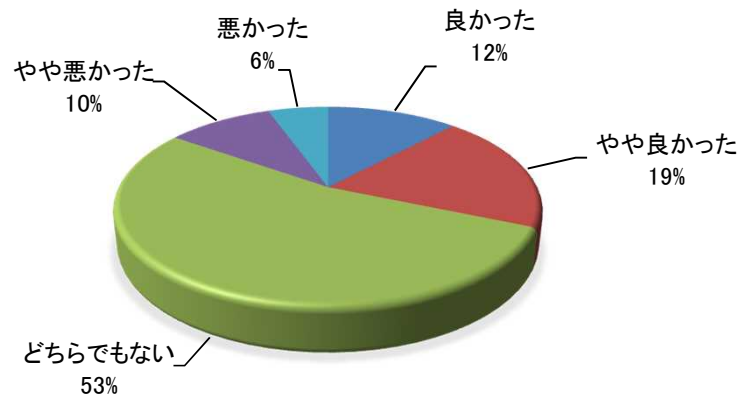


【意見ありの内容】

- ・通学路の雪山は速やかに撤去してほしい。
- ・交差点の雪山は、1.2m未満でも見通しが悪い。
- ・早めの撤去をお願いしたい。
- ・撤去するタイミングを知りたい。
- ・雪の積み方が下手である

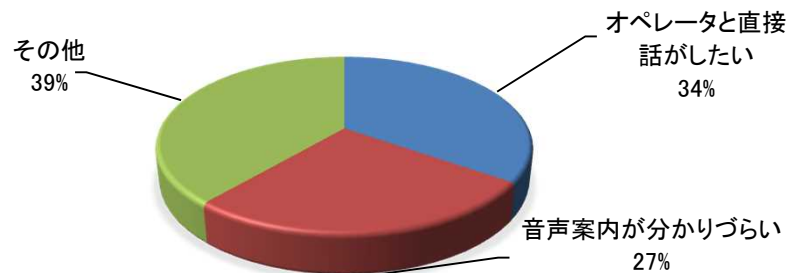
問5 コールセンターを利用された方にお伺いします。オペレータにつながりやすくするために導入した、問合せ内容別に番号を振り分ける音声ガイダンス(IVR)について、どのように感じましたか？(活用していない方は、回答不要です)(回答数 309件)

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1 良かった | 2 やや良かった | 3 どちらでもない |
| 4 やや悪かった | 5 悪かった | |



問6 問5で「やや悪かった」「悪かった」と回答いただいた理由をお聞かせください。(回答数 75件)

- | | | |
|-----------------|---------------|-------|
| 1 オペレータと直接話がしたい | 2 音声案内が分かりづらい | 3 その他 |
|-----------------|---------------|-------|

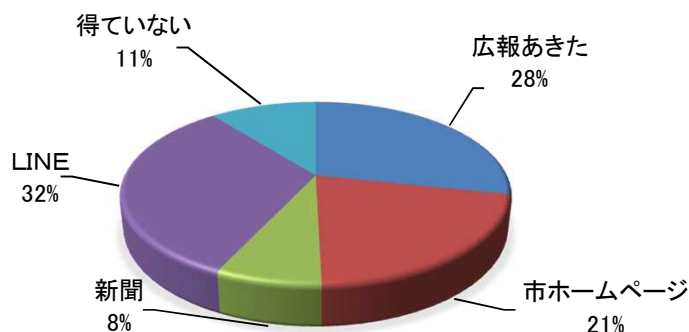


【その他の内容】

- ・繋がるまで時間がかかり過ぎる。
- ・具体的に酷い箇所を説明すると必ず「上の者に伝え改善いたします」と言われるが改善されたことがない。
- ・対応、言葉遣いが悪かった。

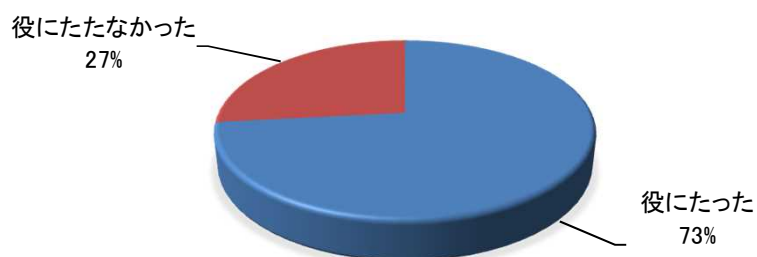
問7 市の除排雪に関する情報は、どこで得ましたか？（複数回答可）（回答数 2,486件）

- 1 広報あきた 2 市ホームページ 3 新聞
4 LINE 5 得ていない



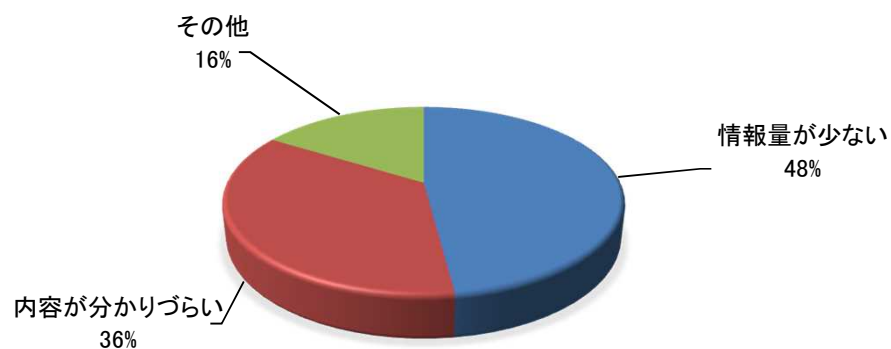
問8 LINEでの情報提供は役に立ちましたか？（LINE未登録の方は回答不要です）（回答数 1,017件）

- 1 役にたった 2 役にたたなかった



問9 問8で「役に立たなかった」と感じた理由について教えてください。（回答数 290件）

- 1 情報量が少ない 2 内容が分かりづらい 3 その他

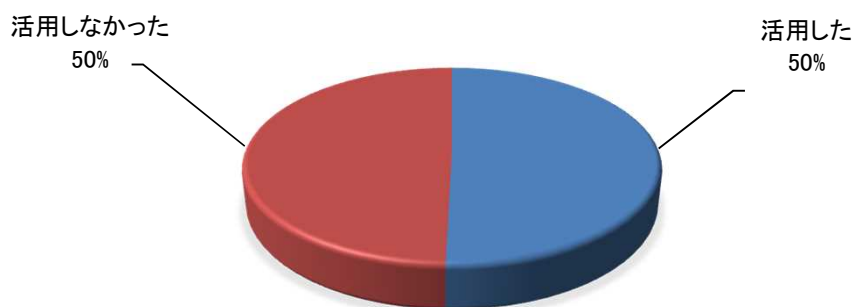


【その他の内容】

- ・情報量が少なく、内容が分かりにくい。
- ・情報の提供が遅かった。
- ・少雪のため必要がなかった。
- ・情報提供されていることを知らなかった。

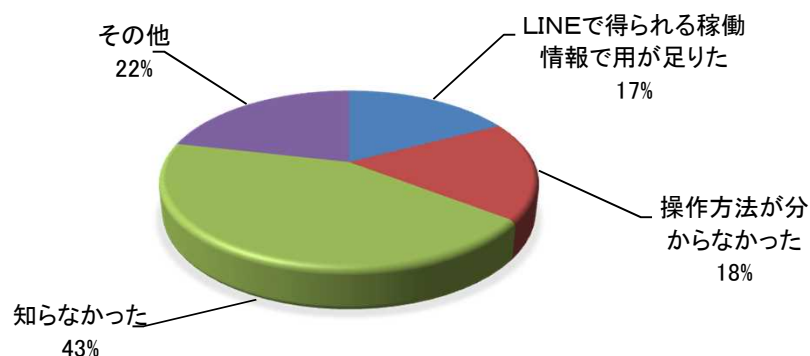
問10 除雪作業車両追跡MAP(GPS)による除雪車両の情報を提供していますが、活用しましたか？(回答数 1,726件)

- 1 活用した
- 2 活用しなかった



問11 問10で「活用しなかった」と回答した理由について教えてください。(回答数 877件)

- 1 LINEで得られる稼働情報で用が足りた
- 2 操作方法が分からなかった
- 3 知らなかった
- 4 その他



【その他の内容】

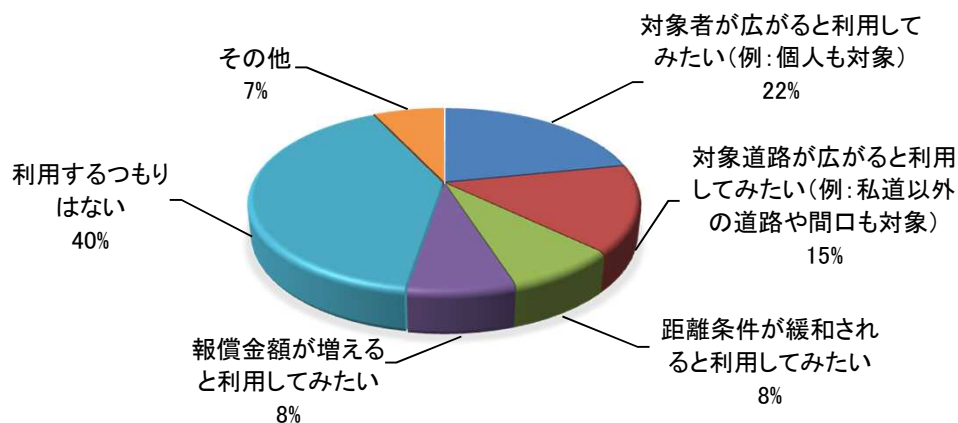
- ・雪が少なく見る事がなかった。
- ・待てば必ず除雪はされるので、確認する必要がなかった。
- ・いつ来るかが分からないため。
- ・見にくいと感じる。

問12 令和5年度から実施している有償ボランティア制度について、どのようにお考えですか？
(複数回答可)(回答数 2,058件)

【制度内容】

- (1) 対象者 町内会、企業、その他地域で活動する団体
- (2) 対象道路 除雪対象路線のうち私道
- (3) 条件 自己所有の除雪機を使用する場合は50m以上、スノーダンプ等の人力で行う場合は20m以上の除雪
- (4) 報償金 400円／m(1団体の上限10万円)

- 1 対象者が広がると利用してみたい(例：個人も対象)
- 2 対象道路が広がると利用してみたい(例：私道以外の道路や間口も対象)
- 3 距離条件が緩和されると利用してみたい
- 4 報償金額が増えると利用してみたい
- 5 利用するつもりはない
- 6 その他



【その他の内容】

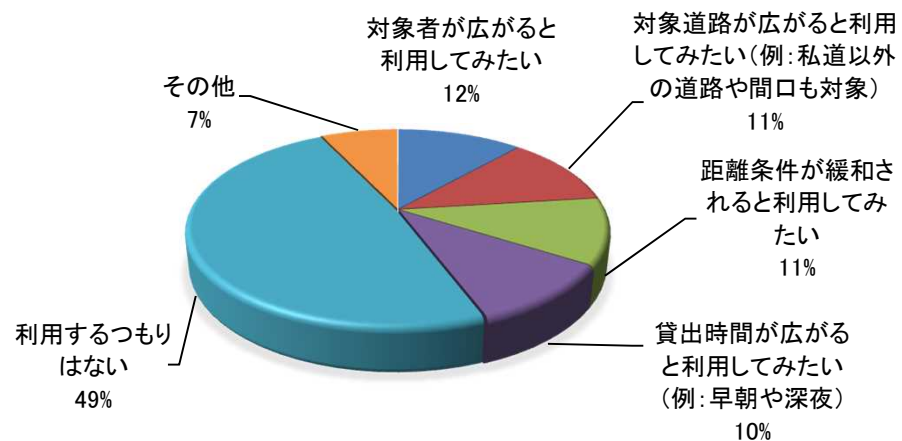
- ・制度を知らなかった。
- ・除雪をしても雪捨て場がない。
- ・町内会(役員含む)全般に高齢化が進み、利用できる状況ではない。
- ・制度自体に反対・町内会、隣近所で、みんなで雪かきをすべき。ゴミ捨てやその他にも活動にも報償金を出すのであれば別
- ・ほとんどの世帯が共働きで不在。在宅している世帯は自宅だけで精一杯。
- ・ボランティア制度を拡充するより、業者の育成、補助をすすめるべきでは。ボランティアはいずれ高齢化等でもたなくなる。
- ・令和5年度、令和6年度と本町内会で利用させてもらっているが、本町内は道路が狭く私有地もあり、この制度は大変有意義に使わせてもらっている。ありがたい。

問13 令和5年度から実施している、コミュニティセンターに配置している小型除雪機を希望する時間と場所に配達する制度について、どのようにお考えですか？（複数回答可）（回答数2,006件）

【制度内容】

- (1) 対象者 町内会又は個人
- (2) 対象道路 除雪対象路線のうち市道又は私道
- (3) 条件 (2)の道路を合計50m以上除雪すること。
- (4) 貸出時間 午前9時から午後4時(半日又は1日単位)

- 1 対象者が広がると利用してみたい
- 2 対象道路が広がると利用してみたい
(例：私道以外の道路や間口も対象)
- 3 距離条件が緩和されると利用してみたい
- 4 貸出時間が広がると利用してみたい
(例：早朝や深夜)
- 5 利用するつもりはない
- 6 その他



【その他の内容】

- ・制度を知らなかった。
- ・除雪機だけではなく、人手も借りたい。(町内会の会員が高齢化しているため)
- ・操作に不安がある。
- ・排雪する場所がないため、利用困難
- ・切実な地域では利用することもあるのかもしれませんが、実際には多くの地域では、手間を考えると利用していないのではないのでしょうか。
- ・使いたい時はみなさんも一斉に必要とされるので、あまりあてにせず、自己管理で行くしかないと考えてます。
- ・危険すぎるオペレーターが多々見受けられます。個人所有や市の貸出しの機械を操作するには、市独自でも講習等を受けて許可か免許制にするべきではないのでしょうか。
- ・利用させていただいている。今後も継続してほしい。

問14 本市における現行の補助等制度(いずれも条件あり)について、ご意見はございますでしょうか？(回答数 1,683件)

【現行の補助等の制度】

- ① 町内会での除排雪時にダンプトラック又は積込機械の貸出し(運転手付き)
- ② 小型除雪機械貸付制度(ハンドガイド)
- ③ 地域にあるコミセンでの小型除雪機貸出し
- ④ 町内会が小型除雪機を購入する際の費用補助(令和5年度新設)
- ⑤ 個人又は町内会が除雪機を使用する際の燃料補助

【自由記載の内容】

・制度を知らなかった。周知方法を工夫した方が良い。
・補助はあくまでも補助であって、本来の制度を考えるべきである。
・除雪しても排雪の場所がない
・高齢者がほとんどのため、操作できる人間がいない。
・最近では温暖化の影響だと思いますが積雪量が少なくなっています。当町内会員は人力で自分の家の前を除排雪しています。特に小型除雪機等必要ありません
・その作業を担える体力・気力のある人間が少数です。(補助等を活用できる状況ではありません。)
・貸すから町内でやれというように受け取れます。本来であれば住民が暮らしやすいように行政主導で進めるべきでは
・引き続きお願いします。
・利用したことはないが手続きなど面倒くさそうなので気軽に利用できると試してみたいと思う。

問15 除排雪をより良くするためのご意見(改善点、アイデア等)がありましたら、お聞かせください。(回答数 274件)

【自由記載の内容】

・早朝の除雪を実施。時間短縮による経費削減、経費比較してみる価値あり。
県南地区の除雪方法と秋田市の違いの比較。

・高齢化、身体の不自由な人の立場になって考えてほしい。夜間は何時までとアナウンスして欲しいし、夜間やるなら車の前に氷の塊を置かないでほしい。横手市、湯沢市を見習ってオペレーターさんの態度も改めてください。毎年雪山で、車線が1車線になり、帰宅したくても出来なくて困っています。よろしくお願いします。

・下水の熱を利用することで積雪や凍結を防止できないか。生活排水であればある程度水温もあると思う

・除排雪に携わる方には感謝しかありません。強いて言うなら、大雪の際は除雪車と排雪車のセットでやって貰えるという思いですが、そう簡単な事でもなさそうですね！排雪溝も良いですが予算が…ですね！

・道路はさておき私有地部分は私有地持ち主責任になると思う。家族内で対処すべき。

・昨年度の除雪はよかったです。今後も引き続き同様に行う事を期待します。

令和 7 年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和 6 年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和 7 年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
1 効果的な道路除排雪の推進					
(1) 除排雪					
① 稼働基準					
	幹線道路、学校周辺の通学路、生活幹線道路および歩道は、路面積雪10cm以上もしくは、10cmを超えることが予想される場合に出動し、初期除雪の徹底を図ります。 また、生活幹線道路以外の生活道路は、原則10cm以上の場合に出動しますが、気象状況や路面状況等を総合的に判断して出動を決定します。 原則、作業は除雪を優先し、その後排雪を行います。 (＊基本計画4ページ)	・12月12日に、寒波の襲来により仁別の山間部と雄和地域の山間部において、10cm以上の積雪を観測し、シーズンの初稼働となりました。 ・市内一斉除雪については、12月に2度、1月に1度、2月に2度の計5回実施しました。 ・試験的に新たな取組として、10cm以上の積雪があった場合、圧雪とならないよう迅速な除雪を実施しました。	・圧雪とならない迅速な除雪の取組については、気象状況により異なることから継続して検証していく必要があります。	・引き続き、稼働基準に基づく、初期除雪の徹底を図るとともに、生活道路の除排雪については、広報あきたや説明会等において、稼働基準の理解を求めてまいります。 ・雪山処理については、高さが概ね1.2mを超え、交通安全上必要な視距の確保が困難になった箇所について、速やかな撤去に努めます。 ・令和5年度から試験的に実施している10cm以上の積雪があった場合、圧雪とならないよう迅速な除雪を実施する取組を7年度も継続し、引き続き検証を進めます。	建設部
② 作業時間帯					
	幹線道路、学校周辺の通学路、生活幹線道路および歩道は、原則として夜間から早朝にかけて作業を実施します。 また、生活幹線道路以外の生活道路は日中の作業を原則としますが、豪雪時等は、昼夜問わず作業を実施します。 (＊基本計画4ページ)	・幹線道路、生活道路は一斉に稼働指示しました。交通量の多い幹線道路の一部については、夜間の作業時間帯に実施しました。 ・歩道は、通勤通学前の早朝に合わせた作業に努めました。	・作業の時間帯に関する住民からの要望はほとんどなく、協力が得られました。	・引き続き、周辺に配慮しながら、適切な作業時間帯に、作業を実施します。	建設部
③ 権限分散					
	地域特性を考慮し、河辺・雄和市民サービスセンターへは、業者に対する除雪作業指示など一定の権限を分散しています。 (＊基本計画4ページ)	・河辺および雄和地域の除雪については、それぞれの市民サービスセンターで対応し、休日夜間については、本部において対応しました。	・稼働指示の判断基準のほか、稼働指示の連絡体制と役割分担について、再確認を行い、本部職員と連携して対応しました。	・引き続き、情報を共有しながら、河辺、雄和の両市民サービスセンターと本部がそれぞれの地区の降雪状況に応じ、きめ細やかな除排雪を実施します。	建設部
④ 道路パトロール					
	ごみ収集（資源化物）等で市内の道路事情に精通している秋田市総合振興公社へ道路パトロールを委託し（河辺、雄和地区を除く9地区）、適切な道路状況の把握に努めます。 ※河辺、雄和地区については、合併以前から早朝までに除雪作業を終えることができるパトロールと迅速な除雪体制が整っていることから、本取組の対象外とします。 (＊基本計画5ページ)	・日中2班、夜間1班の2交替制を標準としたパトロール業務を秋田市総合振興公社に委託し、本部と連携して道路状況の把握や除雪後の仕上がり状況などの確認を行いました。 ・降積雪状況に応じて、班数や出動時刻を変更するなどの対応を行いました。	・降雪量が多くなることが予想される地域とともにふきだまり箇所や気温の上昇などにより、悪路となることが想定される地域などで重点的にパトロールしました。	・引き続き、2交代制を基本とし降雪状況に応じたパトロールを実施します。	建設部
⑤ 予算計上					
	過年度の実績を踏まえた適正な当初予算の確保に努めます。 また、除雪車両に搭載したGPSシステムを活用し、除排雪業務委託料の執行状況を迅速かつ正確に把握することで、適切な時期に適切な金額を補正し、遅滞のない除排雪対応に努めます。 (＊基本計画5ページ)	・令和6年度は、当初予算額12億円に対して、12月23日に9億円、2月25日に3億円の補正予算により24億円の予算となりました。 ・GPS端末を2,253台の作業車両に搭載し、予算の執行状況の把握に努めました。 GPS搭載台数 R6:2,253台 R5:2,345台 R4:2,360台 R3:1,843台 R2:867台 R元:900台 H30:851台 H29:851台 H28:851台	・GPS端末を活用し、作業状況や予算の執行状況を的確に把握し、適切なタイミングで補正予算を行い、除排雪を実施しました。	・除排雪作業をより効率的かつ効果的に実施するため、引き続き除排雪機械および排雪用運搬車両にGPS端末を搭載するほか、除排雪運行管理システム等の改修を行い、作業の正確な把握と適切な運行および 予算執行 管理を実施します。	建設部

令和7年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和6年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和7年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
	⑥ 除排雪機械オペレータの確保と技術の向上				
	除排雪機械のオペレータ不足を補うため、除排雪機械の運転免許取得費用等に対して助成を行います。 また、除排雪事業者の作業技術の向上および平準化を図るため、研修プログラムを策定し研修会を毎年継続的に実施します。 (＊基本計画5ページ)	・除排雪機械の運転免許取得費用等に対して、企業立地雇用課で実施している助成事業に、除排雪機械のオペレータ不足を補うための上乗せ助成を行いました。 【資格取得助成者数】 R6：6人 R5：4人 R4：3人 ・10月17～18日に希望者36人を対象に経験不足を補うための機械操作の実技を主とした研修会を実施しました。 【受講者数】 R6：36人 R5：40人 R4：60人 R3：29人 R2：8人 R元：38人 H30：15人 H29：40人 H28：32人 H27：79人 H26：66人 H25：124人	・オペレータの技術継承や人員不足が懸念されています。	・引き続き、除排雪機械の運転免許取得費用等に対して助成を行います。 ・除排雪技術向上のため研修会を実施しオペレータの育成に取り組みます。 ・委託業者に対して人員確保や若手オペレータの育成・指導について要請していきます。	建設部
	⑦ 県との連携				
	県との連携をさらに強化し、管理区分にとらわれず一体的に作業を行う路線、堆雪場周辺道路の除雪体制および狭い市道との交差点の雪処理方法などについて協議します。 (＊基本計画5ページ)	・県道と市道の管理区分にとらわれず、効率的な除排雪作業を行うための県との交換路線は、10路線、11.9kmで実施したほか、県と市の除雪路線が交差する交差点の雪処理についても、相互に適切に対応しました。	・県道と連動して稼働を実施することで効率的に除排雪を進めることができました。	・引き続き、県と協議し、交換除雪を行うなど効率的な除排雪を実施します。 ・県道と連動して稼働を予定している路線について、連絡体制の強化を実施していきます。	建設部
	(2) 堆雪場				
	① 新規堆雪場の確保				
	豪雪時においては、既存の堆雪場のみでは効率的な排雪ができないことから、地域性を考慮しながら新たな堆雪場の確保に努めます。 (大規模) 恒久的に使用できる堆雪場の候補地を選定していきます。 (中規模) 沿道の耕作放棄地や耕作地で活用可能な候補地の選定に努めます。 (小規模) 住宅街にある空き地などの固定資産税を減免し、近隣住民のための堆雪場として確保します。 (＊基本計画7ページ)	(大規模) ・旧空港跡地や雄物川右岸に加え、下新城堆雪場についても、一般用堆雪場として開放しました。 (中規模) ・河辺の秋田市総合環境センターの一部、御所野地区および御野場地区の調整池を業者用の堆雪場として運用しました。 (小規模) ・地域住民用小規模堆雪場については、住宅密集地における堆雪場の確保に努めました。 R6：20箇所（19町内会） R5：23箇所（22町内会） R4：22箇所（21町内会） R3：24箇所（23町内会） R2：20箇所（19町内会） R元：17箇所（16町内会） H30：20箇所（18町内会） H29：27箇所（25町内会） H28：32箇所（29町内会）	(大規模) ・全体容量の約5割の使用となりました。 (中規模) ・耕作放棄地の利用は、周辺耕作地で使用する用水への影響や、土地の地盤沈下などの影響が発生する可能性があり、耕作者や地元の理解が必要です。 (小規模) ・申請件数は昨年度と比較して3件減となっています。	(大規模) ・引き続きこれまでの堆雪場を運用してまいります。 (中規模) ・耕作放棄地の利用は難しい状況ですが、引き続き情報収集に努めます。 (小規模) ・さらなる利用促進に向けて、ホームページの掲載方法の工夫や広報あぎたの掲載回数を増やすことなどを検討し周知を図ります。	建設部

令和7年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和6年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和7年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
	② 街区公園等の活用				
	街区公園や児童遊園地等への排雪については、スノーダンプやソリなどに限定して地域に開放します。 (＊基本計画7ページ)	・街区公園192箇所、児童遊園地468箇所、その他の公園42箇所、計702箇所を地域に開放しました。 R6:街区192、児童遊園地468、その他42 計702箇所 R5:街区192、児童遊園地466、その他42 計700箇所 R4:街区192、児童遊園地463、その他43 計698箇所 R3:街区191、児童遊園地462、その他42 計695箇所 R2:街区190、児童遊園地459、その他42 計691箇所 R元:街区179、児童遊園地463、その他43 計685箇所 H30:街区179、児童遊園地463、その他43 計685箇所 H29:街区179、児童遊園地459、その他43 計681箇所 H28:街区178、児童遊園地448、その他43 計669箇所	・特に問題点は確認されませんでした。	・引き続き、降雪初期から街区公園等を住民用の堆雪場として開放します。	建設部
	(3) 情報提供				
	① コールセンターの活用				
	道路除排雪に関する電話受付業務は、コールセンターへ委託し、本部職員の除排雪業務への対応の迅速化を図ります。 コールセンターの受付時間は、通常時午前8時から午後8時までとし、豪雪対策本部設置時は必要に応じ24時間体制で実施します。 (＊基本計画7ページ)	・電話対応業務を市内のコールセンターへ委託し、電話で受けた内容を本部とリアルタイムで共有することにより、除排雪業務への対応の迅速化を図りました。 ・受電率を上げるため、番号選択による自動音声応答(IVR)を導入するとともに、1回の通話時間について10分を目安とする案内(お願い)を、音声ガイダンスで行いました。 (開設期間) R6.12.10からR7.3.15まで ゆき対策に関する要望等の件数 2,935件 R6: 2,935件 R5: 1,705件 R4: 3,232件 R3: 8,481件 R2: 7,032件 R元: 1,644件 H30: 1,538件 H29: 3,904件 H28: 7,172件	・「除雪と同時に排雪もして欲しい」、「早く雪山を撤去して欲しい」などの要望が寄せられました。 ・令和4年や5年に比べて降雪量が多く、受電数も増加しましたが、自動音声応答(IVR)および通話時間10分以内の音声ガイダンスの効果により、1回あたりの通話時間を短縮できたため、回線がパンクすることなく、受電率(入電数に対する受電数)は100%となりました。	・引き続き受電率を上げるため、自動音声応答(IVR)の活用および1回の通話時間について10分を目安とする案内(お願い)を音声ガイダンスで行います。	建設部
	② GPSの活用				
	GPSを作業車両に搭載し、稼動状況をホームページでリアルタイムに公開するとともに、稼動履歴の確認もできる機能としております。 また、作業予定については、作業効率が路面状況によって大きく異なるほか、降雪状況によって作業箇所の変更を余儀なくされる場合もあることから、情報提供のあり方を検討します。 (＊基本計画7ページ)	・2,253台のGPS端末を使用し、除排雪車両の稼動状況や稼動履歴をホームページで公開(排雪用運搬車両を除く)しました。 ・ケーブルテレビのデータ放送に作業状況を公開するとともに秋田市公式LINEのメニュー画面からもホームページへ案内しました。 R6: 2,253台に搭載 R5: 2,345台に搭載 R4: 2,360台に搭載 R3: 1,843台に搭載 R2: 817台に搭載 R元: 900台に搭載 H30: 851台に搭載 H29: 851台に搭載 H28: 851台に搭載	・特に問題はありませんでした。	・引き続き、広報あきたや秋田市公式LINEを活用し、除排雪車両の稼動状況や稼働履歴が確認できる除排雪車両運行管理システムへの誘導による情報提供を進めます。	建設部
	③ 地域情報員の役割				
	地域と行政とのパイプ役である地域情報員については、除排雪実施期間中、町内会長と定期的に連絡を取り、市と町内会との信頼関係の構築に努めます。 (＊基本計画9ページ)	・職員にかかる負担を軽減するため、昨年度と同様に建設部と市民生活部の主席主査を配置して対応しました。また、地域情報員へ134件の要望等がありました。 R6:389人(管理職375人+主席主査14人) R5:383人(管理職363人+主席主査20人) R4:398人(管理職377人+主席主査21人) R3:405人(管理職383人+主席主査22人) R2:388人(管理職365人+主席主査23人) R元:395人(管理職380人+主席主査15人) H30:387人(管理職360人+主席主査27人) H29:386人(管理職368人+主席主査18人) H28:387人(管理職368人+主席主査19人)	・地域的な偏りや休日における要望対応など、年々地域情報員への負担が大きくなっています。	・引き続き地域情報員を配置し、地域から寄せられる除排雪に関する要望および意見に迅速に対応します。 ・地域情報員の役割を確認するために、説明会等を行います。	建設部

令和7年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和6年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和7年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
	④ 町内会長への情報伝達				
	町内会長に対し、緊急の情報伝達が必要な場合は、地域情報員と連携し、確実な情報伝達に努めます。 (＊基本計画9ページ)	・12月に担当地域ごとの地域情報員連絡会において、主務者が中心となり、担当町内会の割り当てや地域情報員間の連絡体制を確立しました。 ・1月13日に実施を予定していた市民一斉除雪デーについては、実施日の3日前に中止を決定したことから、地域情報員を通して町内会長に連絡を行いました。	・特に問題はありませんでした。	・緊急連絡が必要となった場合には、地域情報員とそれを統括する責任者を活用し、確実な情報の伝達に努めます。	市民生活部
	⑤ 除雪対象路線図の提供				
	毎年度、地域ごとに見直し修正する除雪対象路線図を町内会長へ配布するとともに、除排雪車両運行管理システムへ稼働状況と併せ路線図を表示し、除排雪における道路種別、区分についての情報を市民と共有します。 (＊基本計画9ページ)	・秋田市公式LINEを活用し、除排雪対象路線図を表示した除排雪車両運行管理システムへの誘導を行いました。 ・秋田市の全1,010町内会長を対象に町内の除雪対象路線図および秋田市公式LINEの登録方法などの資料を送付しました。	・特に問題はありませんでした。	・引き続き、秋田市公式LINEや広報あきたを活用して除排雪車両運行管理システムへ誘導し、稼働状況と併せ優先順位を示した路線図や除排雪における情報を市民へ提供するとともに、町内会長に対し道路除排雪基本計画書と一緒に除雪対象路線図を送付します。	建設部
	⑥ 様々な媒体の活用				
	市のホームページのトップに道路除排雪に関するポータルサイトを設けるほか、LINEを活用したプッシュ型の情報配信により、稼働状況を含めた除排雪等に関する情報を広く市民に提供します。 (＊基本計画10ページ)	・閲覧者がよりわかりやすいように、市のホームページのトップページに道路除排雪に関するバナーを設けて、全市的な除排雪の情報を発信しました。 ・秋田市公式LINEを活用し、市民に向けて除排雪に関する情報及び支援策や、除雪車運行状況について発信しました。	・秋田市公式LINE登録者のうち、除排雪に関する登録者が延べ5,768人を超え、登録対象者に対しては、除排雪作業の予定路線等の情報発信を行うことができました。	・市民に引き続き広く情報を提供できるよう、ホームページや広報あきた等で、秋田市公式LINEへの登録について促すよう努めます。	建設部
2 高齢者等支援の推進					
(1) 高齢者等への配慮					
	① 雪寄せ支援				
	おおむね65歳以上の日常生活上の援助が必要なひとり暮らし高齢者等に援助員を派遣し、玄関から道路に出るまでの通路の雪寄せ作業を行います。 (1日1回1時間以内で、1週間に2回を上限) (＊基本計画10ページ)	・高齢者雪寄せ支援事業について広報あきたやホームページ、地域包括支援センターを通じてPRを行い、サービスの利用に結びつけました。 実績 12月末 利用人数 580人 利用回数 1,633回 1月末 利用人数 597人 利用回数 1,516回 2月末 利用人数 642人 利用回数 2,555回 3月末 利用人数 3人 利用回数 3回 計 利用人数 1,822人 利用回数 5,707回	・前年比では利用人数、利用回数ともに増加しました。	降雪期前から、広報あきたやホームページ等を活用して制度の周知に努め、新規利用者の円滑な登録に繋がります。	福祉保健部
	② 雪下ろし支援				
	道路豪雪対策本部が設置された際に、市民税非課税の高齢者のみの世帯や障がい者のみの世帯（持ち家に限る）に対し、雪下ろしや排雪に要する費用を助成します。 (＊基本計画11ページ)	・広報あきた、市のホームページで制度の周知を図りました。 ・道路豪雪対策本部の設置がなく、利用申請はありませんでした。	・特に問題はありませんでした。	・広報あきたやホームページ等により制度の周知に努めます。 ・道路豪雪対策本部の設置の有無にかかわらず、市民からの要請や情報提供等があり、職員が現地で屋根の積雪状況を確認して家屋倒壊の恐れがあると判断した場合は、申請を受け付けることとします。	福祉保健部
	③ 買物支援				
	買物支援を実施している事業者からの聞き取りやニーズ把握により、新たな支援事業の掘り起こしに努めます。 (＊基本計画11ページ)	・民間事業者等が提供するサービスに関する情報を掲載した冊子「秋田市暮らしに役立つサービス」に、買物支援等に関する情報を掲載しました。 冊子作成部数 20,000部	・多様化するニーズに対応し、様々なサービスの情報提供が必要です。	・民間で実施している宅配サービスなどの情報をよりわかりやすく提供していきます。	福祉保健部

令和7年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和6年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和7年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
3 市民協働の推進					
(1) 地域住民による除排雪					
① 除排雪時の支援					
	コミュニティセンター等へ小型除雪機械を配備し、町内会単位などで実施する除雪作業に貸し出します。 また、町内会等の地域団体を対象に小型除雪機の購入費の一部助成をはじめ、新たな支援策を検討していきます。 (＊基本計画11ページ)	・下記のとおり町内会等へ除雪機を貸出しました。 (うち配達回収) (参考) R 6年12月 1回(1回) R 5年12月 5回(3回) R 7年1月 6回(3回) R 6年1月 2回(1回) " 2月 11回(3回) " 2月 0回 " 3月 0回 " 3月 0回 計 18回(7回) 計 7回(4回) ・下記のとおり町内会等へ私道の除雪に対する報償金を支払いました。 3団体 248千円	・小型除雪機の運搬制度を利用する場合の条件を緩和したことに加え、昨年度に比べて降雪量が増えたことから、町内会への小型除雪機の貸出し実績も増加しています。	・小型除雪機の利用促進を図るため、小型除雪機を使用して除雪しようとする町内会又は個人が希望する時間と場所に小型除雪機を配達して、回収するサービスを実施します(除雪距離50m以上)。 ・町内会等の地域団体を対象に小型除雪機の購入費に対し、補助金(補助率2/3 限度額50万円)を交付するとともに、町内会等が私道を除雪する場合は報償金を支払います(機械使用50m以上、人力20m以上400円/m 限度額10万円)。	市民生活部
① 除排雪時の支援					
	個人所有の小型除雪機械(農業用機械等)で実施する、地域の狹隘道路や歩道などを対象とした除雪作業に対する燃料を支給するほか、地域の除排雪作業を支援するため、町内会等へシーズンを通して貸与する小型除雪機械の燃料も支給します。 (＊基本計画11ページ)	・個人所有小型除雪機械等への燃料支給については、80団体からの申請があり、7,336リットル支給しました。 R 6 80団体 7,336ℓ R 5 74団体 4,719ℓ R 4 71団体 6,315ℓ R 3 68団体 8,364ℓ R 2 64団体 7,282ℓ R 元 52団体 3,554ℓ H30 60団体 4,833ℓ H29 59団体 7,061ℓ H28 56団体 5,937ℓ H27 37団体 3,525ℓ ・小型除雪機械22台と歩行型ローダ1台を23町内会等へ、シーズンを通して貸与しました。 R 6:23町内会等へ貸与(HG22台+歩行型ローダ1台) R 5:23町内会等へ貸与(HG23台) R 4:20町内会等へ貸与(HG20台) R 3:18町内会等へ貸与(HG18台) R 2:16町内会等へ貸与(HG15台+歩行型ローダ1台) R 元:17町内会等へ貸与(HG17台) H30:17町内会等へ貸与(HG17台) H29:15町内会等へ貸与(HG15台) H28:17町内会等へ貸与(HG15台、融雪機2台) ※ HG:ハンドガイド式除雪機 ・運転手付きダンプトラックおよびローダの貸出し R 6 運転手付きダンプトラック 1台	・燃料支給は、特に問題はありませんでした。 ・市民協働を推進していく上で、小型除雪機械および運転手付きダンプトラック・ローダの更なる利活用を進めていく必要があります。	・支援制度の利用促進を図るため、引き続き、町内会等への周知に努めていきます。	建設部
② 自助・共助意識の醸成					
	地域住民の協力で町内や学校周辺の通学路の除排雪を実施する「市民一斉除雪デー」を実施します。 (＊基本計画11ページ)	・1月13日に予定していた「市民一斉除雪デー」について、積雪状況や気象状況を勘案し中止としました。 【参加者数】 R 6:中止 R 5:中止 R 4:中止 R 3:1,597人 R 2～H27:中止 H26:3,369人 H25:2,903人	・実施なし	・市民一斉除雪デーは、今後もより多くの市民が参加できるようPRに努めてまいります。 ・町内会アンケートに代えて、LINE登録者を活用した幅広い層からの市民アンケートを実施します。	市民生活部

令和7年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和6年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和7年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
	(2) マナーの徹底				
	① 広報活動の充実				
	除雪作業の妨げとなる路上駐車や、道路に宅地内の雪を出すなどの危険行為をしないといった基本的なマナーについて周知するため、パンフレットの作成やLINEを活用した広報活動に努めます。 (＊基本計画12ページ)	・広報あきたで、全3回に渡り、除排雪方法や支援策、除雪マナー等について周知を図りました。 ・秋田魁新報の秋田市広報板を活用して、除排雪に関する情報を提供しました。(12/20～2/28) 除雪マナーに関する情報 - 4日 除排雪情報 - 4日 その他(注意喚起、支援等) 61日	・除雪マナー等について、毎年周知を行っています が、未だ道路除雪に合わせ宅内の雪を出す人や、宅内との段差解消のための敷鉄板や段差プレートが道路上に残置された状態が散見されたため、引き続き周知が必要です。	・引き続き、広報あきた・市ホームページ・秋田市広報板や、秋田市公式LINEを活用した広報活動を行い除雪マナーの徹底に努めます。	建設部
	(3) ボランティア活動の促進				
	① 自治体職員によるボランティア除雪				
	市職員みずからもボランティアとして除雪に協力します。 (＊基本計画12ページ)	・ボランティアの募集を行いました(R6は積雪量が少なく、活動件数は0件)。 除雪ボランティア登録者数 (R7.3.31までの募集) 市職員 41名 県職員 172名	・高齢化の加速により、除雪ができない市民が増加しているため、第3者の力が必要となっています。その観点から市・県職員のボランティアの活動は大きな支えとなっています。 ・市民へ向けた除雪ボランティア登録の周知はしつつも、なり手となる方へのサポートも必要とされています。	・市内で除雪ボランティア登録者を募集し、秋田市ボランティアセンターの依頼に基づき、除雪ボランティアを実施します。また、ボランティア活動の前日登録と保険加入が可能になったことを周知し、市職員がボランティアに参加しやすいようにします。	福祉保健部
	② ボランティア活動の普及啓発				
	秋田市ボランティアセンター(市社会福祉協議会へ委託)へのボランティア登録者を増やし活動を充実するため、広報活動を強化します。 (＊基本計画12ページ)	各種広報活動を実施しました。 ・ボランティア通信(市ボランティアセンター情報紙)12月発行分へ掲載 ・広報あきた 12/6号掲載 ・秋田県にボランティア登録への協力を依頼。 上記団体を通し、HP、SNS(Facebook、X(旧Twitter))による広報や市内大学へのチラシ配布を実施 ・公共施設等へのポスター、チラシを設置	・各広報活動は継続して行います。 ・県道、歩道などの他機関の支援対象にもならない箇所の対応が課題となっています。 ・ボランティアの活動希望日が土日に集中することから職員同行の調整が難しい場合があります。	・令和7年度も各関係機関を通し、市内企業・事業所や学生等を対象に、社会貢献としての地元町内会等の除雪活動への協力や除雪ボランティアへの登録を働きかけます。	福祉保健部
	4 安全対策の推進				
	(1) 空き家への対応				
	① 2次災害の予防				
	積雪による倒壊や落雪により周辺に被害を及ぼすおそれのある管理不全な空き家について、所有者調査を実施し、適正管理の指導を継続して行います。 (＊基本計画12ページ)	・管理が不適切な空き家の所有者等(186件)に対し、文書又は口頭による指導等を行いました。 ・広報あきたおよびホームページ等を活用し、空き家の適正管理の重要性を周知啓発しました。	・適正管理が行われていない場合には、引き続き所有者等に対し指導等を行う必要があります。	・ 管理が不適切な 空き家について、所有者等への指導等を行うとともに、積雪による空き家の倒壊等の差し迫った事案が発生した場合には、関係課所室と連携し適切に対応します。 ・広報あきたおよびホームページ等を活用し、空き家の適正管理の重要性を周知啓発します。	都市整備部

令和7年度 ゆき総合対策実施方針

No.	基本計画	令和6年度 実施状況	検証結果・課題・改善点等	令和7年度 実施方針	関係部局 (◎主担当部局)
5 雪に強いまちづくりの推進					
(1) 排雪場所の確保					
① 流雪溝の利活用					
	現在稼働している流雪溝について、今後も適切に維持管理を行い機能を確保するとともに、沿線住民へ周知を図り利活用の促進に努めます。 (＊基本計画13ページ)	・既存の流雪溝について、すべて例年どおり稼働し、沿線住民が活用しました。	・特に問題はありませんでした。	・沿線住民に周知を図り、引き続き施設の機能を確保しつつ沿線住民の利活用の促進に努めてまいります。	建設部
(2) 歩行者の利便性向上					
① 消融雪歩道のネットワーク化					
	中心市街地の消融雪歩道のネットワーク化を図るため、引き続き整備に努めます。 (＊基本計画13ページ)	・既存の消融雪施設の適切な稼働管理と機械除雪の組み合わせにより、冬期の安全な歩行者空間の確保に努めました。	・既存施設の老朽化への対応が課題となっております。	・引き続き、既存の融雪施設の適切な稼働管理と機械除雪の組み合わせにより、冬期の安全な歩行者空間を確保します。 ・令和7年3月に改定した「秋田市消融雪施設整備計画」に基づき、計画的な修繕による延命化を図ります。	建設部
① 消融雪歩道のネットワーク化					
	冬期間の外出時の参考となるよう消融雪歩道のマップを、ホームページ等で高齢者等へPRします。 (＊基本計画13ページ)	・消融雪歩道マップをホームページに公開しています。	・消融雪歩道の情報については、広く市民に周知することが必要です。	・最新のマップをHP等で公開することにより、広く情報の周知を図ります。	福祉保健部

明德地区コミュニティセンター大規模改修工事の進捗状況について

1 工事の進捗

8月末時点での工事進捗率は、建築工事が83.2%、機械設備工事が82.5%、電気設備工事が75.0%、工事全体では82.1%となっている。

2 変更契約について

建築工事に以下の追加補修等により、約900万円の増額となる変更契約を締結する予定である。

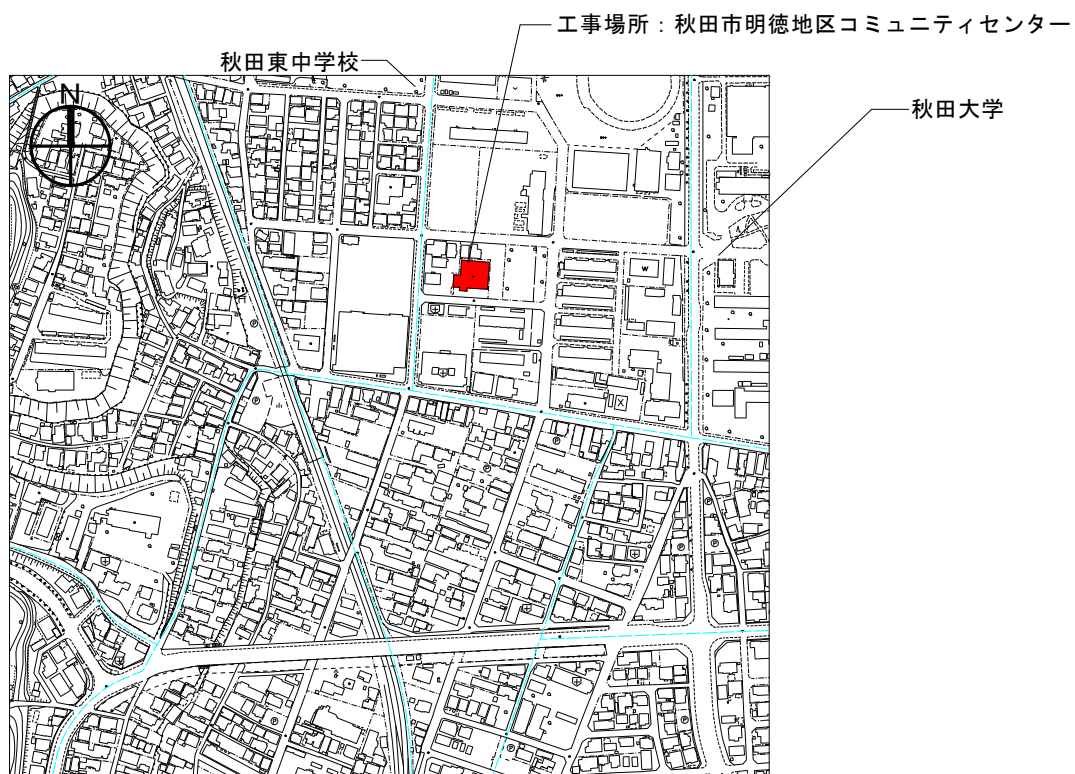
- (1) 屋上シート防水の隙間補修
- (2) 外壁Pコン跡補修
- (3) 床コンクリートクラック補修

3 今後の予定

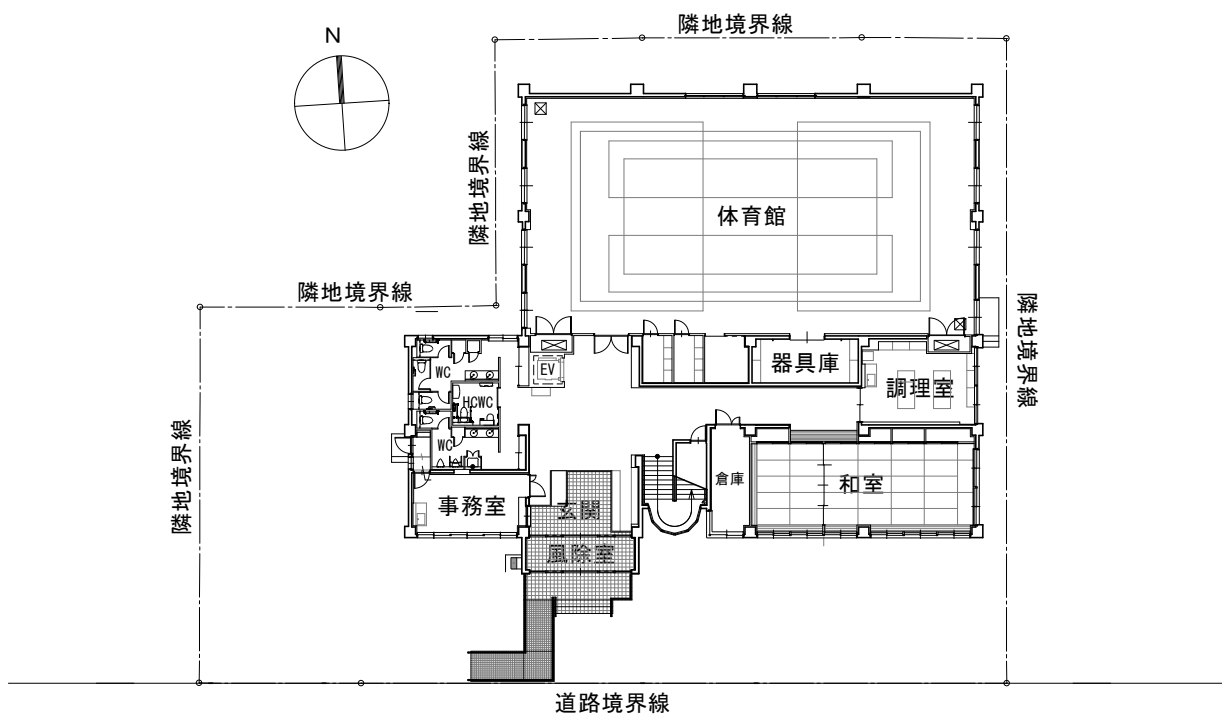
令和7年10月中旬	変更契約締結
11月定例会	変更契約専決処分報告
12月12日	工事完了
令和8年2月上旬	コミュニティセンター開館

明德地区コミュニティセンター大規模改修事業の概要

所在地	秋田市手形住吉町2番27号
構造・階数	鉄筋コンクリート造2階建て
延べ面積	944.60㎡
工期	令和6年12月24日から令和7年12月12日まで
契約額	建築工事 259,600,000円
	機械設備工事 90,970,000円
	電気設備工事 43,758,000円



付近見取図



配置図兼 1 階平面図